

# SCAJ ワールド スペシャルティコーヒー カンファレンス アンド エキシビション 2021

## 出展規約

### ■規約の履行

本イベントにおいて展示、セミナー等を行う企業・団体等（以下出展者という）は、以下に記載する各規定および主催者から提示される各規定を遵守しなければなりません。これらに違反した場合、もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を行うことができます。その際、出展者から事前に支払われた費用の返還は行わないものとし、主催者は出展者および関係者に生じた損害について一切補償を行いません。また、主催者に損害があった場合、出展者とその全額を賠償するものとしします。

### ■出展申込

SCAJ 展示会オフィシャルウェブサイト (<http://www.scajconference.jp/>) の出展申込フォームより、案内にしたがってお申し込みください。

（FAX または E-mail での申し込みは展示会事務局へお問い合わせください）

出展申込内容の確認後、SCAJ 展示会事務局より請求書を発行・送付します。ご入金の確認をもって正式に出展申込が成約します。尚、主催者は、出展者の提供する製品・サービス等が本イベントの主旨に合致するか否かを判断し、出展の可否を決定します。

申込締切：【一次出展申込締切（早期） 2021年5月14日（金）】

【二次出展申込締切（最終） 2021年6月15日（火）】

### ■出展者名

出展申込フォームに入力された出展者名は、本イベントの告知、広告、公式ウェブサイト、公式プログラムガイド等に掲載される場合があります。掲載希望の正式社名・団体名を正確に記入してください。

### ■出展料に含まれる費用

- ①準備および開催期間中の会場使用費、照明・空調費
- ②パネル・ライト・基礎コンセント等の基礎小間工事費  
（含まれる基礎設備は小間タイプによって異なります）
- ③共用施設の工事費および維持費
- ④展示会全体に関わる広報宣伝費、各種制作費
- ⑤事務局企画運営・安全管理・会場警備に関わる費用等

### ■出展料に含まれない費用

- ①出展者の自社小間装飾費・搬入出費および運営費
- ②追加電気工事費（一次側・二次側含む）および電気使用料
- ③給排水工事費および使用料
- ④基準時間外の会場使用費
- ⑤その他、通常出展料に含まれないすべての費用

### ■出展料のお支払い

主催者は出展申込を受理した後、順次請求書を発行します。出展者は、請求書に記載された期日までに支払いを完了してください。

-----  
振込銀行：三菱UFJ銀行 上野中央支店

預金種目：普通預金 口座番号：0066221

口座名義：エスシーエージェンツジカイ  
-----

支払期限：【一次出展申込分 支払期限 2021年5月31日（月）】

【二次出展申込分 支払期限 2020年6月30日（水）】

支払方法：日本円にて銀行振込（振込手数料は出展者負担）

## ■出展申込後の解約と解約料

出展者が出展申込後に契約の一部または全部を解約する場合は、必ず文書にてご連絡ください。その場合、以下の通り解約料が発生します。また支払期日までに出展料のお振込が確認できない場合、出展契約は解除となり、その場合も同様に解約料が発生します。

解約料： 【出展申込日から 2021 年 5 月 14 日（金）まで：なし】  
【2021 年 5 月 15 日（土）から 7 月 14 日（水）まで：出展料の 50%】  
【2021 年 7 月 15 日（木）以降：出展料の 100%】

## ■出展小間位置およびセミナー開催日時／会場の決定

出展小間位置および、セミナー開催日時／会場は、出展規模、展示・セミナー内容、過去の出展、協賛実績等を考慮のうえ、主催者が決定します。原則として、イベントスポンサーおよび 4 小間以上の出展者に優先的選択権が与えられ、それ以外の出展小間位置は出展者説明会にて抽選により決定します。

## ■出展小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は、出展小間の一部または全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また、主催者の承認なしに、出展者以外が展示を行うことはできません。

## ■出展物・販売物

出展者は「出展者マニュアル」に従い事前に出展物・販売物を申請し、主催者が承認をした物のみを展示することができます。事前承認を得ていない場合、主催者が即時撤去を求める場合があります。

## ■装飾物・展示品の管理および免責

会期および搬入（輸出入含む）期間中の装飾物・展示品の管理は出展者の責任において行い、主催者は、装飾物・展示品の損害、盗難、紛失、破損等に一切責任を負いません。

## ■設備使用等に伴う支払い

主催者が提供する設備またはサービスを必要とする場合、「出展者マニュアル」に従い事前に申請し、原則として会期前日までに所定料金の支払いを完了してください。

## ■搬入および撤去

出展者は「出展者マニュアル」に定められた期間内に小間装飾、展示品等の搬入を完了しなければなりません。また会期終了後は、定められた期間内に小間装飾、展示品等をすべて搬出・撤去し出展スペースを原状回復してください。この期間の超過または残存物等により主催者に損害が生じた場合、出展者がその全損害を賠償します。

## ■消防・安全

出展者は、会場に適用される消防および安全に関わるすべての法規、規則を遵守しなければなりません。

## ■損害賠償責任

出展者およびその関係者が、会場、会場設備、第三者の人身・財物等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行なわなければなりません。主催者は一切責任を負いません。

## ■展示会の中止・変更

万一、天災その他不測の事態により展示会の開催が困難となった場合、主催者の判断により会期を変更または開催を中止することがあります。その場合、出展料および付帯料金等の返金は行いません。また、主催者はこれにより生ずる損害に一切責任を負いません。

## ■その他

本出展規約は日本語を正文とし、本出展規約項目の日本語版と英語翻訳版に齟齬がある場合は、日本語版を正とします。本出展規約に記載のない項目については、「出展者マニュアル」等の規定に従ってください。